

ハンググライディング公認大会規則

大会の公認を希望する主催者は、JHF 所定の大会公認申請用紙に必要事項を記入し、必要書類（大会申請用紙、開催要項、競技規定、エリア地図、WP 座標と距離表、備品申請、緊急時対応連絡網、振込明細）を大会開始 2 か月前までに JHF 事務局へ提出すること。ただし、日本選手権は 3 か月前、FAI カテゴリー 2 申請は所定の申請用紙も添えて 4 か月前までに JHF 事務局へ提出すること。

FAI カテゴリー 2 の大会の場合は、開催要項に英語版を追加すること。

使用機体は、JHSC の認定した耐空性基準の適合が証明された型式の機体とする。

認定以前においては原産国または製造企業による運用限界が明示されているものとする。

この規則の基本的主旨は大会の安全の確保にある。規則は施設に関するものと大会運営に関するもの、競技参加に関するものの 3 つに大別される。

(A) 施設に関する規則

1. テイクオフ (TO) エリアは参加者全員が安全にセットアップできる程度に充分広いこと。
2. TO エリアは特別なテクニックを必要とせず TO できるように整備されていること。
3. ランディング (LD) エリアは最小でも直径 50m の円が描ける広さがあり、ほぼ平面であること。
4. LD エリアは参加選手の技量に応じたサイズのものであること。
5. LD エリアには危険となるような穴、切株、立木などの障害物が無いこと。
6. フライトコース内に安全に降ろせる緊急 LD エリアが確保されていること。
7. TO 及び LD エリアには最低 1 本以上の吹き流し（風見）を設置すること。
8. TO エリアに風速計等を設置すること。
9. フライト場所の使用許可を得ていること。
10. 関係行政機関（役所、警察、消防）や電力会社等に対して、当該大会の告知をしておくこと。
11. 緊急医療施設が近くにあること。
12. 救助や応急処置に必要な備品（担架、ロープ、はしご等）を備えること。

(B) 大会運営に関する規則

1. 一般

- 1-1. 競技責任者として競技委員長をおくこと。（大会参加選手が兼ねることはできない）
- 1-2. 参加者（外国籍の選手を含む）は大会期間中有効な JHF フライヤー会員登録をしていること。
- 1-3. フライトはすべて選手個人の責任において行うこと。
- 1-4. 選手は心身ともに競技ができる健全な状態であること。
- 1-5. 大会主催者は理由を明記し、参加希望者を拒否することができる。
- 1-6. フライトは使用機材の運用限界内で行うこと。
- 1-7. 電線、建造物、人混み等の上空は危険を回避できる高度を持って飛行すること。
- 1-8. 雲中飛行は禁止とし、競技役員および他の選手によって監視されること。

雲中飛行とは、機体の一部またはパイロットが、雲により第三者の視界から消えた時のことで、多くの選手が

雲中飛行をした場合、競技委員長は競技を中止する場合がある。

1-9. 参加者は安全確認の報告を決められた時間内に行うこと。

1-10. 気象条件を十分に把握し、安全に競技が出来る運営を心がけること。

2. フライト範囲告示の励行

2-1. 競技期間中、競技開催地域が滑空場または航空機の飛行ルートに干渉する場合は、Notice To Airmen(Notam:ノータム)登録を申請すること。(国土交通省航空局 HP より WEB 申請できる)

3. 競技タスク及び競技規則の適用

3-1. 競技タスクは参加選手の技能に応じたものとする。

3-2. 競技規則は、大会開始後は安全上の理由以外で変更してはならない。ただし JHF ・ HG 競技委員会にて認めた場合はその限りではない。

4. 競技の中止と中断

4-1. 一旦競技が開始されても気象条件の急変等、選手の安全が確保されない場合、その競技をキャンセルまたは中断することができる。

4-2. その場合、フライト中の選手には LD 場などで赤旗等を振ることによって知らせるか、無線機によって連絡を行うこと。連絡を受けた選手は、速やかに LD すること。

5. 機材

5-1. 選手は安全なヘルメット、120 日以内にリパックされた緊急用パラシュート、セカンダリースイングラインを必ず装着すること。カラビナはロック機構つきのものであること。

5-2. 使用機材の安全性は選手個人により確保されていること。

5-3. 使用機材が損傷した場合、選手は速やかに主催者に知らせ、適切な処置（パーツ交換・修理）をすること。処置後の機材は損傷を受ける以前と同様の耐空性および耐久性を持っていなければならない。

5-4. 投棄できるバラスト（水・乾いた細かな砂など）の使用は認めるが、投棄可能か否かはその大会規則に従い、使用には充分注意すること。尚、危険となる物品を投下してはならない。

6. センタリング

6-1. 先にセンタリングをしている機体がいるサーマルへ入る場合は、外周より安全を確認し、必ずその旋回方向に合わせて進入すること。

6-2. 同一サーマル内では、下にセンタリングをしている機体の旋回方向に、他の機体は合わせること。

6-3. 同高度でセンタリングしている機体は、旋回を中心を合わせるようにすること。

7. その他

7-1. 大会規則に違反した選手あるいは役員の指示に従わない選手には、競技委員長が警告を与える。 2 回警告を受けた選手は大会失格とする。

7-2. 重大なる危険行為をした選手、不正を働いた選手はその時点で大会失格とする。

(C) 競技参加に関する規則

1. 使用する機材の安全性・耐久性は選手自身により管理・確保されていなければならない。少しでもそれらに問題がある場合はフライトをしてはならない。

2. 心身ともに良好でない場合はフライトをしてはならない。

3. フライトに支障をきたす薬物やアルコールを摂取してフライトをしてはならない。

4. 選手は自分の使用する機材の特性を十分理解し、なおかつその運用限界内で使用しなければならない。

5. たとえ競技が開始されても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したら、テイクオフを断念すること。
6. 競技フライト中、たとえ競技が中止されなくても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したら、速やかに競技を中止し、安全に着陸すること。
7. 決定されたタスクの飛行コースが、自分の能力では安全にフライと出来ないと判断したら、テイクオフを断念すること。
8. 競技フライト中、タスクの飛行コースが自分の能力では安全にフライと出来ないと判断したら、安全なコースに迂回するか、または競技を中止して安全に着陸すること。